

令和2年東郷町教育委員会2月定例会	
日時	令和2年2月21日(金) 午後1時30分 開会 午後2時45分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 教育長職務代理人 小出 直美 委 員 近藤 万友美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨 学校教育課長 坂野 丈就 生涯学習課長 都築 英 給食センター主査 中村 可奈
会議録作成職員	学校教育課長 坂野 丈就
会議録署名委員	石川教育長 小出委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 2月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第1号 東郷町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(学校教育課) 議案第2号 特色ある事業実施要綱の一部改正について(学校教育課) 議案第3号 東郷町スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正について(学校教育課) 議案第4号 ハートフル東郷指導員設置要綱の一部改正について(学校教育課) 議案第5号 東郷町いじめ防止基本方針の一部改定について(学校教育課) 議案第6号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 議案第7号 令和2年度東郷町立小中学校教職員定期人事異動の内申について(学校教育課) 議案第8号 令和2年度東郷町教育の一般方針について(学校教育課、生涯学習課、給食センター) 議案第9号 令和元年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見について(学校教育課、生涯学習課) 議案第10号 令和2年度一般会計当初予算について(学校教育課、生涯学習課、給食センター)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 2 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と小出委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、2 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と小出委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>2 月 7 日（金）に行われました 2 月町内校長会議の報告です。</p> <p>1 不祥事関係では、いじめに関する記名式アンケートを紛失の記事を受けて、担任が保管するのではなく保管場所に必ず保存することを確認しました。</p> <p>2 児童生徒関係の事故・事件から、夕方の交通事故に気を付けてほしいことと、横断歩道でも車が止まってからわたるように指導してほしいと依頼しました。</p> <p>3 文部科学省・県の関係の (2) 勤務時間の「上限ガイドライン」を文部科学大臣「指針」に格上げたことから、タイムレコーダーの設定変更が必要かもしれないことを伝えました。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の対応は未定だが、新型インフル対応を参考にしてほしいと伝えました。</p> <p>(2) 南海トラフ関連地震に備えた防災教育の必要と過去の南海トラフ地震のデータから防寒対策を考えておくよう依頼しました。</p> <p>(5) 県校長会保健体育委員会「調査研究報告書」で、がん教育、自殺予防教育、運動会、水泳指導、夏季休業中のプール開放等の報告があったので、再度見てほしいと依頼しました。</p> <p>(6) 勤務時間外が月 100 時間超えの教員は医師の面接指導を受けるよう再度確認しました。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症についての対策を偽った攻撃型ウイルスが出回っているので、十分気を付けるよう指導しました。</p>
教育長	<p>次に、2 月 10 日（月）に行われました愛知県市町村教育委員会教育長研修会の報告です。</p> <p>1 愛知県教育員会事務局長の挨拶では、</p> <p>(1) 小中学校の ICT 環境整備は、文部科学省調査で全国最下位となっている。市町村格差がある。</p> <p>(2) 体力・運動能力調査で、男女とも昨年度を下回る。全国最下位もある。体力向上の推進に努めて欲しい。</p>

	<p>など6項目についての話がありました。</p> <p>2 令和2年度愛知県教育予算の説明及び諸課題について</p> <p>(1) 管理部関係では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正(変形労働時間制度)や労働安全衛生管理体制などについて説明がありました。</p> <p>(2) 学習教育部関係では、地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体化や自殺予防教育の推進(リーフレットの見直し)などについて説明がありました。</p> <p>3 講演は、「プログラミング教育推進とそのためICT環境整備について」と題して、主に(1)から(7)の内容で聞くことができました。</p>
教育長	<p>次に、2月13日(木)に行われました第3回愛知県町村教育長協議会の報告です。</p> <p>1 会長挨拶で、中国からの転入がある。結核検査を行ってもらった。いじめが心配である。</p> <p>幸田町では単独人事を行っている。働き方改革で人を増やしてくれることはうれしいが、その人が見つからない。</p> <p>文部科学省からの次から次の課題に、町村は大変な思いをしているが、常に町村の子供のためになるかに、視点をおいて対応したい。との話がありました。</p> <p>3 研修会では、「学校における働き方改革について」と題して、講師に文部科学省初等中等教育局財務課 島谷千春 校務改善専門官をお迎えして研修を行いました。①から⑧は内容の一部で、大変興味を引く、切実な内容ばかりでした。講話後の質疑が多数あり、時間が足りなかったのですが、講師の方には丁寧な対応をしていただきました。</p>
教育長	<p>次に、3月議会一般質問についてです。</p> <p>町議会議員から、一覧のとおり、一般質問が提出されました。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>勤務時間外が100時間を超えた教職員で、医師の面談を受けた人はいますか。</p>
参事	<p>100時間を超えた教職員はいますが、医師の面談を受けていません。</p>
委員	<p>法律により医師の面談が必須になっているため、面談をするよう指示してください。</p>
委員	<p>新型コロナウイルスに対しては、早期の対策をとるようお願いします。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 2月校長会について</p> <p>ア インフルエンザの罹患状況ですが、昨日現在で、ほとんどの学校で数人ずついます。しかし、学級閉鎖はありません。傾向として、A型インフルエンザからB型インフルエンザに移りつつあること。また、小学校では溶連菌感染症またはその疑いがある児童の方向が数件あります。各学校で</p>

	<p>は、引続き手洗い、うがい、換気を実施、感染予防に努めています。</p> <p>イ 中学校では3年生が、1月の私学専修学校の推薦入試に続き、一般入試が終わりました。また、昨日までに公立高校の出願も終わりました。</p> <p>ウ 小学校では、1日(土)に、球技大会の新人戦を行いました。サッカー、バスケともに3校ずつに分かれての総当たりによる熱戦を繰り広げました。特に大きなけがや事故もなく終えることができました。</p> <p>エ 高嶺小学校では6年生が、総合的な学習の時間「町づくり」の学習の一環として役場を訪れ、各課の職員に直接質問をするなど、考えを深めることができました。諸輪小学校では、今週5年生が、家庭科の授業で、近藤農園さんのイチゴを使った「味覚の授業」と一風堂さんによる「出前授業」を行っています。学校外の方による授業となり、子どもたちは、教科書だけでは味わうことのできない学習に取り組むことができました。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について 資料1ページをご覧ください。</p> <p>1月16日から2月15日の間で、事業名で第65回中日本レガッタと生涯学習セミナーの2件について、過去に許可したものと同様の申請内容でしたので専決処分を行いました。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料2ページをご覧ください。</p> <p>1月16日から2月15日の間で音貝小学校1名、高嶺小学校1名、東郷中学校2名の計4名の認定と、高嶺小学校で1名の取り消しを行いました。現在の認定者数198名となっています。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、議題に入ります。</p> <p>議案第1号 東郷町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料3ページをご覧ください。</p> <p>東郷町外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い必要があるためです。</p> <p>資料8ページ、議案の概要をご覧ください。</p> <p>1 改正理由は、地方公務員法及び、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、外国語指導助手の勤務に係る費用弁償について定める必要があるためです。</p> <p>2 改正内容は、</p> <p>(1) 第5条第1項関係で、外国語指導助手の勤務に係る費用弁償を支給す</p>

	<p>ること。</p> <p>(2) 第5条第2項関係で、外国語指導助手の通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、東郷町の一般職の職員の規定を準用すること。</p> <p>(3) その他所用の規定を整備することです。</p> <p>3 施行期日は、令和2年4月1日から施行するものです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第1号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第1号については可決します。</p> <p>次に、議案第2号 特色ある事業実施要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料9ページをご覧ください。</p> <p>特色ある事業実施要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、対象経費に委託料を追加する必要があるからです。</p> <p>資料12ページ、議案の概要をご覧ください。</p> <p>1 改正理由 対象経費に委託料を追加する必要があるため。</p> <p>2 改正内容 第4条第2項関係で、対象経費につき「報償費、需用費、役務費、使用料及び原材料費」から「報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び原材料費」に改めることです。</p> <p>3 施行期日は、令和2年4月1日から施行するものです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第2号について審議をお願いします。
委員	委託料の具体的な内容は何ですか。また、支給金額に変更はありますか。
学校教育課長	例えば、これまで映画上映をしていた場合、機材に係る費用を使用料及び賃借料として、上映スタッフの費用を役務費として分けて支出していましたが、一緒に委託料として支出する方が、より適切と考え、委託料を追加することとしました。そのため、学校での実施内容と学校への支給金額は変更ありません。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第2号については可決します。</p> <p>次に、議案第3号 東郷町スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正</p>

	について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>資料 13 ページをご覧ください。</p> <p>東郷町スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、令和 2 年度からスクールソーシャルワーカーが特別職の職員で非常勤の者から会計年度任用職員となるため必要があるためです。</p> <p>資料 18 ページ、議案の概要をご覧ください。</p> <p>1 改正理由</p> <p>令和 2 年度からスクールソーシャルワーカーが特別職の職員で非常勤の者から会計年度任用職員となるため必要があるからです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 第 4 条関係で、スクールソーシャルワーカーは、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とし、任期は任用を開始した日の属する会計年度において、1 年以内とすること。</p> <p>(2) 旧第 5 条関係で、服務に関する規定を削ること。</p> <p>(3) 第 6 条関係で、スクールソーシャルワーカーの勤務期間、休暇等については、東郷町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例によること。</p> <p>(4) 第 7 条関係で、スクールソーシャルワーカーの給与及び費用弁償の支給については、東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によること。</p> <p>(5) 第 8 条関係で、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるものです。</p> <p>3 施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 3 号について審議をお願いします。
委員	予算上では、何が変わりますか。
学校教育課長	条件により期末手当が支給されることが予算上での変更点です。
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 3 号については可決します。</p> <p>次に、議案第 4 号 ハートフル東郷指導員設置要綱の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料 19 ページをご覧ください。</p> <p>ハートフル東郷指導員設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、令和 2 年度からハートフル東郷指導員が特別職の職員で非常勤の者から会計年度任用職員となるため必要があるた</p>

	<p>めです。</p> <p>資料23ページ、議案の概要をご覧ください。</p> <p>1 改正理由 令和2年度からハートフル東郷指導員が特別職の職員で非常勤の者から会計年度任用職員となるため必要があるからです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 第4条関係で、指導員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とし、任期は任用を開始した日の属する会計年度において、1年以内とすること。</p> <p>(2) 旧第5条関係で、服務に関する規定を削ること。</p> <p>(3) 第6条関係で、指導員の勤務期間、休暇等については、東郷町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例によること。</p> <p>(4) 第7条関係で、指導員の給与及び費用弁償の支給については、東郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の例によること。</p> <p>(5) 第8条関係で、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定めるものです。</p> <p>3 施行期日は、令和2年4月1日から施行するものです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第4号について審議をお願いします。
委員	特別職は無くなるのですか。
学校教育課長	実質、常勤となっている人は会計年度任用職員になり、それ以外の人は特別職として残ります。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第4号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第4号については可決します。 次に、議案第5号 東郷町いじめ防止基本方針の一部改定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>資料24ページをご覧ください。</p> <p>東郷町いじめ防止基本方針の一部を別紙のとおり改訂するものです。</p> <p>説明として、この案を提出するのは、東郷町いじめ防止基本方針の一部を改定する必要があるからです。</p> <p>35ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>4ページ、項目4、関係機関との連携では、もともと連携をお願いしている法務局さんを追加してさせていただいています。</p> <p>5ページ、項目2、(2)</p> <p>ア 「関係団体」を「関係機関」へ</p> <p>イ 新たに、いじめ事案のうち、加害児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべき、又はその疑いがある事案の場合は、速やかに警察に通告します。そのために、日ごろから緊密に情報共有ができる体制を整えます。</p>

	<p>という文言を追加しています。</p> <p>施行期日は、本日の教育委員会でご承認いただければ、本日からの実行とさせていただきます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第5号について審議をお願いします。
委員	団体と機関の使い分けはどのような理由ですか。
学校教育課長	<p>東郷町いじめ防止基本方針では、団体は、自治体やPTAの民間組織を指す言葉として使用しています。一方、機関は、資料30ページの「4 関係機関との連携」のとおり、家庭、PTA、地域の関係団体、警察や児童相談所、法務局等という民間組織と行政機関を含めたものを指す言葉として使用しています</p> <p>今回改正するところでは、民間組織と行政機関を含めた連携を図りたいことから、団体から機関へと変更しました。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第5号については可決します。</p> <p>次に、議案第6号 後援名義使用許可について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料37ページをご覧ください</p> <p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主催者 東海ラジオ放送(株) 2 事業名 2020国立ポリショイサーカス 夏休み名古屋公演 3 実施日 令和2年8月7日(金)から令和2年8月12日(水) 4 会場 愛知県体育館 <p>説明として、この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。</p> <p>資料38ページ後援依頼書をご覧ください。</p> <p>後援を必要とする理由として、今年は、東京オリンピック開催が決まり、異文化交流が益々進む中で、子どもたちに外国の文化に触れてほしい思いから、名古屋市近隣の市町村へも後援名義を申請している。</p> <p>資料57ページに後援名義申請中の一覧が添付されています。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第6号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第6号については可決します。</p> <p>次に、議案第7号 令和2年度東郷町立小中学校教職員定期人事異動の内申</p>

	について、事務局の説明をお願いします。
参事	<p>資料60ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度東郷町立小中学校教職員定期人事異動の内申を別紙のとおりとし、愛知県教育委員会に具申するものとする。</p> <p>説明としまして、この案を提出するのは、東郷町立小中学校教職員定期人事異動の内申を定める必要があるからです。</p> <p>別紙をご確認ください。管理職・事務職員等については、掲載のとおりです。町内の各学校については、令和元年度と比べての学級数の増減を記載しておりますが、これからまだ学級数が増減する可能性がありますので、現時点でのこととしてご承知おきください。一方、教員数につきましても、令和元年度との増減を記載しております。備考欄には、新規採用者数および教員定数とは別の加配人数を記載しております。</p> <p>町全体として、令和元年度と比べて変更があるのは、①小学校の少人数指導加配が1減、②小学校の日本語教育加配が1増、③通級指導担当者が1増となっております。他は変更ございません。また、新規採用者は、小学校7名で、すべての小学校に配置し、高嶺小学校は2名の予定です。中学校は理科免許をお持ちの方1名を春木中学校に配置する予定です。</p> <p>最後に、東郷町全体の教職員の総数としまして、現時点での予定人数を記載してございます。事務職員につきましては、諸輪小学校と春木中学校が複数配置となっております。また、栄養教諭は、小中1名ずつで、東郷小学校と東郷中学校に所属します。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第7号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第7号については可決します。</p> <p>次に、議案第8号 令和2年度東郷町教育の一般方針について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料61ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度東郷町教育の一般方針を別紙のとおり定めるものです。</p> <p>学校教育課所管分について説明いたします。</p> <p>大きく変わったところは、重点施策に、(5)として、学校支援体制の充実を新たに追加し、「ア 学校支援ボランティア・スクールサポーター登録制度を活用し、学校・家庭・地域社会相互の連携をより深めることにより、学校教育の充実を図るとともに、健全な児童生徒の育成に努める。」は、(3) 学校、家庭、地域社会との連携から移動しました。</p> <p>「イ 改善員、介助員、図書館司書補助員、養護教諭補助員の活用により、学校教育のさらなる充実を図る。」は明文化するものです。</p>

生涯学習課長	<p>続きまして、生涯学習課所管分について説明いたします。</p> <p>令和2年度につきましても、文化・芸術やスポーツの普及・振興としまして、文化活動の充実や活動支援、文化財の保護、図書館活動の推進、また、各種スポーツ施策を通じ、スポーツに親しみ、楽しむことができる環境づくりなど、生涯学習活動を引き続き展開して参ります。</p> <p>スポーツの普及・振興につきましては、令和2年度にオリンピックが開催されることでスポーツへの機運が高まる中、本町の特色の一つであるボートを通じて町の魅力を発信して参ります。また、施設利用者の利便性向上のため、施設・設備の整備・充実に努めます。</p> <p>以上で、生涯学習課所管分の説明を終わります。</p>
給食センター	<p>続きまして、給食センター所管分について説明いたします。</p> <p>基本方針は、「学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目標に行われているものである。</p> <p>児童生徒に健康と食生活とのかかわりに関心を持たせ、望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。」といたしました。</p> <p>重点施策として、「安全・安心でおいしい給食の提供」、「食に関する指導を推進する」の2点を挙げています。これら重点施策の内容について、主なものは、</p> <p>(1) 安全・安心でおいしい給食の提供では、</p> <p>イ 食物アレルギー対象食材を除いた「にこにこ給食」を実施し、みんなで同じ給食を食べることの楽しさ、社交性及び協同の精神を学ぶとともに、人の気持ちに寄り添える機会を作る。</p> <p>オ 地産地消推進事業として、東郷町産食材の活用にも努め、地域の伝統的な食文化について理解を深めるとともに、食料の生産について理解を深める。</p> <p>キ 有機栽培食材を活用し、より安全でおいしい給食の提供を目指し、児童生徒の健康の保持増進を図る。です。</p> <p>(2) 食に関する指導を推進するでは、</p> <p>ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。</p> <p>イ 栄養教諭が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身につけさせる。</p> <p>エ 食育だより「いただきます」を発行し、家庭でも望ましい食生活の啓発を推進する。です。</p> <p>以上で給食センター所管分の説明を終わります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第8号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし

教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第8号については可決します。</p> <p>次に、議案第9号 令和元年度一般会計補正予算（第7号）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料62ページをご覧ください。</p> <p>令和元年度一般会計補正予算（第7号）に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算案に対する意見 令和元年度一般会計補正予算（第7号）に対し、東郷町教育委員会として意義ありません。 2 予算案について 別紙のとおり <p>説明として、この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからです。</p> <p>学校教育課所管分について説明いたします。</p> <p>64ページから70ページまで 需用費（光熱水費）、や委託料など執行残整理による減で、補正額は25,270千円です。</p> <p>以上で、学校教育課所管分の説明を終わります。</p>
生涯学習課長	<p>続きまして、生涯学習課所管分について説明いたします。</p> <p>63ページをご覧ください。</p> <p>歳入で、21款5項3目 雑入 を 390千円 減額します。</p> <p>これは、7節 教育雑入として 全国市町村交流レガッタ参加費を、人数等の変更により精査し、減額するものです。</p> <p>続きまして、右側の表をご覧ください。</p> <p>歳出で、10款5項1目 保健体育総務費 を 1,334千円 減額するものです。</p> <p>これは、全国市町村交流レガッタへの参加選手の派遣等にかかる、13節事務委託料の執行残等の整理により、減額するものです。</p> <p>この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからです。</p> <p>以上で、生涯学習課所管分の説明を終わります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第9号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第9号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員

教育長	<p>全員賛成ですので、議案第9号については可決します。</p> <p>次に、議案第10号 令和2年度一般会計当初予算について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料73ページをご覧ください。</p> <p>令和2年度一般会計当初予算に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算案に対する意見 <p>令和2年度一般会計当初予算に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> 2 予算案 <p>別紙のとおり</p> <p>説明として、この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからです。</p> <p>学校教育課所管分について説明いたします。予算の内容は例年とおりで、新規及び拡大される事業 3事業について説明します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校熱中症対策事業（1,881千円） <p>運動会や体育大会などの屋外行事の際、熱中症から児童生徒を守るため、児童生徒の待機場所に設置するテントを購入します。（9張分）</p> 2 外国青年招致事業（26,200千円） <p>小中学校で5名配置している外国人英語指導助手を、JETプログラムを活用して2名増員することで英語授業のさらなる充実を図ります。</p> 3 食物アレルギー対応事業（66千円） <p>食物アレルギーについて、全児童生徒が学校生活を安全安心に過ごせるよう、医師、救急救命士、保護者等で構成する食物アレルギー対応委員会を設置していきます。</p> <p>以上で、学校教育課所管分の説明を終わります。</p>
生涯学習課長	<p>続きまして、生涯学習課所管分について説明いたします。</p> <p>資料98ページをご覧ください。</p> <p>歳出の主なものとして、10款5項3目 体育施設費 に係る予算として、東郷町民運動広場の駐車場を拡充するための用地取得・整備に係る費用 計23,267千円を計上するものです。財源内訳としまして、使用料収入184千円、起債15,000千円、一般財源 8,083千円です。</p> <p>次に、資料99ページをご覧ください。</p> <p>10款5項4目 総合体育館費 に係る予算として、総合体育館の老朽化した電話交換機器の更新整備に係る費用 1,293千円、また、武道場の故障した空調設備を更新整備する費用 1,395千円を計上しています。</p> <p>2件に係る財源内訳として、使用料収入892千円、一般財源 1,796千円となっています。</p> <p>以上で、生涯学習課所管分の説明を終わります。</p>
給食センター	<p>続きまして、給食センター所管分について説明いたします。</p> <p>資料100ページをご覧ください。</p>

	<p>歳入です。</p> <p>真ん中の段、21節、諸収入の学校給食費は、令和2年度より小学校、中学校共に定額制を実施します。</p> <p>定額の金額は、小学校が児童3,400円、教員等、3,700円、中学校が生徒3,600円、教員等3,900円となります。</p> <p>なお、定額の金額は、年度毎の給食実施回数により変動します。</p> <p>定額制を導入することにより、子育て世帯の負担軽減の外、給食費の返金作業の減少など、教職員の事務の軽減が図られることから、多忙化解消に繋がるものと思っています。歳入については以上です。</p> <p>次ページをご覧ください。歳出です。</p> <p>中程、10節、需用費の消耗品費では、保育園給食で使用するバットを保温性の高い2重保温バットに更新するための費用を計上しています。金額は3,203千円です。</p> <p>なお、学校給食分は令和3年度から導入予定で、2重保温バットを保管するためのカートイン消毒保管機の設置に係る工事費及びリース料を次ページの13節使用料及び賃借料で計上しています。</p> <p>同じく10節の賄材料費には、歳入で説明した定額制による公費負担分、小学校116,111千円、中学校9,266千円の外、町制50周年を記念して実施するお祝い給食6回の公費負担分小学校1,963千円、中学校987千円を計上しています。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>上段、12節、委託料の電算システム修正委託料は、給食管理、栄養計算ソフトのカロリーメイクの更新等に係る費用です。</p> <p>同じく12節の給食調理配送等業務委託料は、長期継続契約による学校給食及び保育園給食の調理、配送等の委託料ですが、令和2年度より保育園のおやつで週1回フルーツを提供することとしたことからフルーツの納入、検品、洗浄作業及び配送にかかる費用766千円を計上しています。</p> <p>以上で、給食センター所管分の説明を終わります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第10号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第10号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第10号については可決します。</p> <p>2月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p>